

担保法制の見直しに関する中間試案 (概要)

法制審議会担保法制部会 中間試案について

法制審議会担保法制部会における調査審議

- 2021年2月、法務大臣から法制審議会へ諮問。

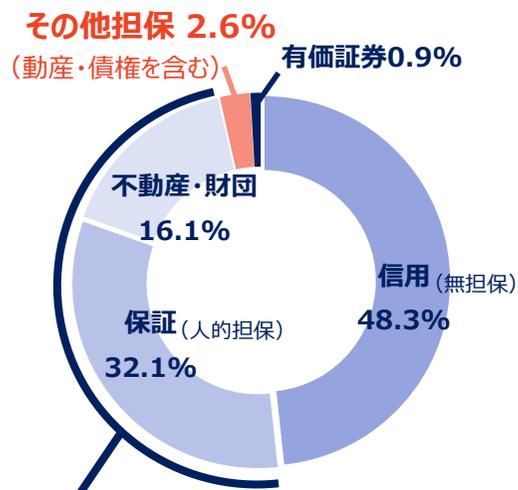
動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、担保に関する法制の見直しを行う必要がある。

- 同年4月以降、計29回の会議を実施し、2022年12月に中間試案を取りまとめ。
- 2023年1月～3月にパブリックコメントを実施。

背景①：動産・債権を目的とする担保に関する検討の必要性

- 不動産や個人保証に代わる担保の必要性等から、動産・債権を担保とする融資が注目されてきたが、それほど増えていない。

<貸出金の担保内訳（2020年度）>



融資における担保として重要な位置を占める

（出典）日本銀行「貸出金の担保内訳」（2020年度）

<ABL※の実績推移（2008年度～2020年度）>

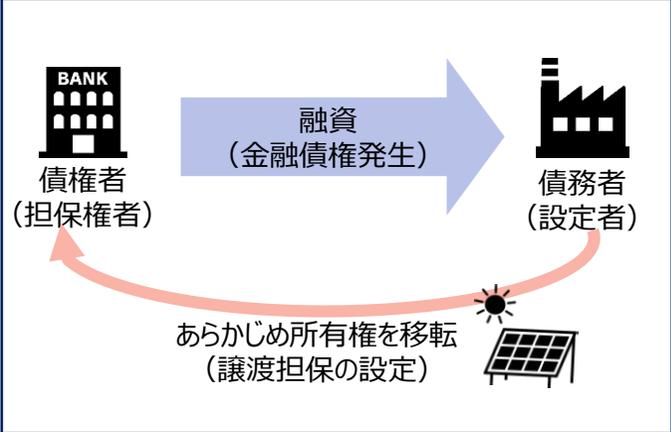
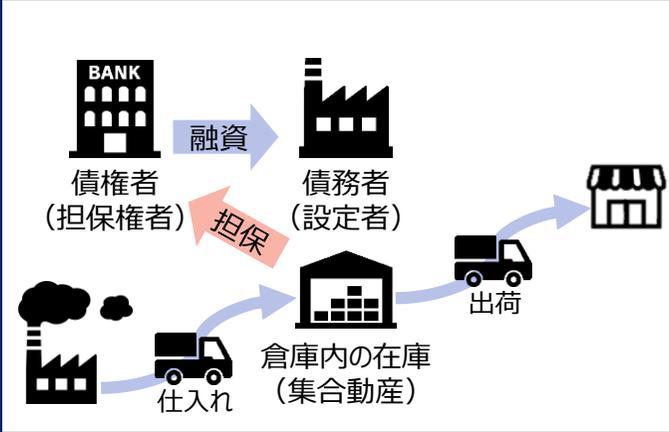
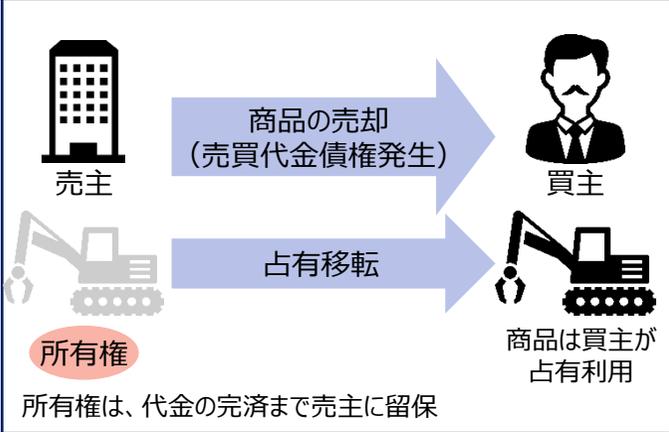
※Asset Based Lending。企業の事業価値を構成する在庫（原材料、商品）や機械設備、売掛金等の資産を担保とする融資。



（出典）帝国データバンク「企業の多様な資金調達手法に関する実態調査 調査報告書」（2021）

背景②：ルールの明文化・明確化の必要性

- 動産や債権の担保につき、実務では、民法に規定のない手法（譲渡担保等）が発展してきた。

譲渡担保	集合動産譲渡担保	所有権留保
 <p>融資 (金融債権発生)</p> <p>債権者 (担保権者)</p> <p>債務者 (設定者)</p> <p>あらかじめ所有権を移転 (譲渡担保の設定)</p>	 <p>融資</p> <p>債権者 (担保権者)</p> <p>債務者 (設定者)</p> <p>担保</p> <p>倉庫内の在庫 (集合動産)</p> <p>仕入れ</p> <p>出荷</p>	 <p>商品の売却 (売買代金債権発生)</p> <p>売主</p> <p>買主</p> <p>占有移転</p> <p>所有権</p> <p>所有権は、代金の完済まで売主に留保</p> <p>商品は買主が占有利用</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 債権の担保を目的として、担保設定者から債権者に財産権を移転するもの。 ● 譲渡可能なものであれば、どのような財産であっても目的物とすることができる。 ● (動産の場合) 担保権者が目的物を占有する質権と異なり、設定者が引き続き目的物を利用することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 種類、所在場所、量的範囲等の方法で特定された一定の範囲に属する動産を集合物として譲渡担保の目的物とするもの。 (ex: 特定の倉庫内の在庫等) ● 集合物に属する動産が入れ替わっても、集合物としての同一性が損なわれな限り、譲渡担保の効力が及ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 売買において、代金が完済されてはじめて所有権が売主から買主に移転するもの。 ● 当事者間の合意によってすることができる。 ● 買主は、代金の支払を怠らない限り、売買契約時から目的物を利用することができる。



- ① ルールの形成は判例に委ねられており、明文の規定は不存在…ルールの明文化が必要
- ② 判例がなくルールが不明確な論点も残されている…ルールの明確化が必要

中間試案の内容

- 現行法上の「譲渡担保」「所有権留保」などの担保取引に適用される実質的なルールの内容についての試案を示すもの。

<主な論点>

1. 動産・債権を目的とする担保権の実体的効力

- （動産）
- ✓ 設定者による目的物の使用収益権限を規定
- ✓ 同一の目的物に対する担保の重複設定可能
- （債権）
- ✓ 動産に関する規定の一部を適用

2. 集合動産等を目的とする担保権の実体的効力

- ✓ 動産の集合体（集合動産）を一括して担保の目的とすることができることを明確化
- ✓ 集合動産・集合債権担保が設定されている場合の当事者の権限、第三者保護に関する規定の整備

3. 担保権の対抗要件及び優劣関係

- ✓ 動産譲渡担保について、いわゆる登記優先ルールの採用
- ✓ 所有権留保の対抗要件の要否
- ✓ 動産・債権譲渡登記制度の見直し

4. 担保権の実行

- ✓ 帰属清算方式・処分清算方式・競売のいずれかによることを明確化
- ✓ 帰属清算・処分清算の手続を規定
- ✓ 簡易迅速に引渡しを求める手続を創設
- ✓ 集合動産担保・債権担保の実行手続を規定

5. 担保権の倒産手続における取扱い

- ✓ 別除権等としての取扱いを明文化
- ✓ 中止命令・消滅許可の対象となることを明文化
- ✓ 倒産手続開始申立特約の無効を明確化
- ✓ 倒産手続開始後財産に対する担保権の効力

6. その他

- ✓ 事業担保制度の導入の是非
- ✓ 動産・債権以外の財産権を目的とする担保に関する規定の要否
- ✓ ファイナンス・リースの規定の要否
- ✓ 普通預金を目的とする担保の規定の要否